

屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約

第1条(本工事等)

KDDI 株式会社(以下「当社」といいます。)は、この屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、屋内配線工事並びに機器等の取付工事及び設定(以下「本工事等」といいます。)を行います。

2. 本工事等の詳細内容については、別紙に定める通りとします。

第2条(本工事等の利用申込)

本工事等の利用を希望するときは、そのことを当社の指定する方法により、当社に申込みをしていただきます。

2. 前項の規定に係らず、別紙に該当すると規定がある場合はこの限りではありません。

第3条(本工事等の申込みの承諾)

当社は、本工事等の申込みがあった時は、受付順にしたがって承諾します。

2. 当社は前項の規定に係らず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者(本工事等の申込みをした者として、以下同じとします。)が、次に定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)の契約者でないとき

- ・当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス
- ・当社のFTTH サービス契約約款に定めるFTTHサービス
- ・当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス
- ・当社の有料放送役務契約約款に定めるTVサービス

(2) 申込時に虚偽事項を申告したとき。

(3) 申込に係る内容が、第1条第2項に定める条件外であったとき。

(4) 申込者が本工事等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 当社の業務遂行上その申込を承諾することが著しく困難なとき。

3. 申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第4条(申込内容の変更)

お客様(本工事等の契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)は、第2条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第5条(本工事等の提供等)

当社は、お客様が契約している本サービスを利用する場所に限り本工事等を行うものとします。

2. 本工事等は、当社が別途指定する工事業者(以下「工事業者」といいます。)が行うものとします。

第6条(本工事等の事前準備等)

お客様は、当社が指定する、本工事等を行うために必要な物品等(以下「物品等」といいます。)を、本工事等が行われる前に予め準備するものとします。なお、当該物品等の準備に係る費用は、お客様の負担とします。

2. 当社は、前項の物品等をお客様に販売することがあります。当該物品等の代金の請求及び支払方法は第11条に準じるものとします。

第7条(本工事等の事前確認)

本工事等を行う日時は、当社又は工事業者とお客様の間で調整のうえ、決定します。

2.当社は、本工事等の作業に着手する前に、訪問した工事業者よりお客様へ次の事項についての確認を行うものとします。

- (1) 本工事等の内容、手順
- (2) 本工事等に関係するお客様宅及びお客様宅内の物品の損傷の有無
- (3) お客様宅内で本工事等を実施するうえで危険な場所の有無

第8条(本工事等の完了)

工事業者による本工事等に係る作業終了後、お客様は、当社所定の完了報告書に署名又は捺印するものとし、その時点をもって本工事等は完了したものとします。

2. お客様が本工事等の完了後明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後14日以内に限り無償で対応するものとします。

第9条(本工事等の中止)

当社は、次の各号に該当する場合は、本工事等に着手したか否かにかかわらず、本工事等を中止することができるものとします。

- (1) 工事業者が本工事等に着手できない、または本工事等を継続できない相当の事由があるとき。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。
- (2) お客様宅又はお客様宅内の物品に損害を与える可能性が高いと当社又は工事業者が判断したとき

第10条(工事料等)

本工事等の料金(以下「工事料」といいます。)は、別紙に定める通りとします。

2. お客様は、当社設備状況、他回線との干渉又はお客様宅内の通信設備の影響等により、本サービスの利用ができない場合であっても、工事料を負担するものとします。

第11条(支払方法)

当社は、お客様に対し、本サービスに係る利用料請求時に、前条の工事料並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を併せて請求するものとします。お客様は、当該請求書記載の支払期日及び支払方法にてこれを支払うものとします。

2.前項の支払方法をクレジットカードに指定する場合は以下のとおり取り扱います。

(1)当社がお客様に対して有する工事料の債権(以下「代金債権」という)は、当社から各クレジット会社に譲渡されるものとします。

(2)当社及びに各クレジット会社は、前項に基づく代金債権の譲渡について、お客様に対する個別の通知又は承認を省略するものとします。

(3)代金債権の譲渡が不成立又は解除となった場合、お客様は当社との間で直接当該代金債権の処理について解決するものとします。

第 12 条(延滞利息)

本工事料(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 13 条(無保証)

当社は、お客様に対する本工事等の提供をもって、お客様による本サービスの利用を保証するものではありません。

第 14 条(責任の範囲)

当社が本工事等を行うにあたりお客様に損害を与えた場合、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. お客様は、お客様のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。本工事等の提供にあたり当該データ等が滅失した場合であっても、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 15 条(権利義務の譲渡等)

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本工事等の契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第 16 条(契約の解約)

お客様は、本工事等の契約を解約する場合、当社所定の方法により必要事項を当社に届け出るものとします。

第 17 条(お客様に係る情報の利用)

当社は、お客様に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本工事等又は当社若しくは協定事業者等の電気通信サービスに係る料金の適用若しくは料金の請求又は本規約その他の当社の契約約款(料金表を含みます。)又は協定事業者等の契約約款(料金表を含みます。)の規定に係る

業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本工事等を行うにあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーのとおりとします。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合があります。

第 18 条(本規約の内容の変更)

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

第 19 条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

(適用期日)

1. この改正本規約は、2007 年 8 月 1 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 8 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2007 年 9 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2007 年 8 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)若しくは第 3 種 ADSL 接続サービス又は当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリⅠのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2007 年 12 月 31 日までに、その基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインター

ネット接続サービス約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者又は当社の FTTH サービス約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。

4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 9 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2007 年 9 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コース II (住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)若しくは第 3 種 ADSL 接続サービス又は当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I のものに限りします。))のものを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 1 月 31 日までに、その基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者又は当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 10 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 3 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コース II (事業所用のものに限りします。))のものに限りします。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限りします。))について、この規約の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 1 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約

款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第 3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年5月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限り。))

4. この改正規約適用の日から 2007 年 10 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本
5. 工事に規定する基本設定サービス(2008年2月29日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))
6. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
7. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 10 月 31 日から適用します。

(経過措置)

2. 2008 年 3 月 31 日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限り。))のものに限り。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限り。))
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007 年 11 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 1 月 31 日までの間において、当社のFTTHサービス契約約款に規定す

るFTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I とカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年5月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年2月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008年4月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第 3 種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年8月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2008年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定する FTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I とカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年8月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年2月25日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年4月1日から適用します。

(経過措置)

2. 2009年3月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年5月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年6月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年10月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2008年6月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年10月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年7月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年8月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年12月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2008年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限り。))を除きます。に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年12月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。について、この規約にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし。ます。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとし。ます。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年9月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年9月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年9月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。又は第

3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年1月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用の日から2008年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIとカテゴリーIIIのものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年1月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年10月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年1月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年7月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2009年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIとカテゴリーIIIのものに限り。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年7月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN

N機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

5. この改正規約適用の日から2009年3月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
6. この改正規約適用の日から2009年3月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、この規定に関わらず基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とし、基本設定(有線)についてはその支払は要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
7. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
8. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正本規約は、2008年11月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年12月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年3月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、この規定に関わらず基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とし、基本設定(有線)についてはその支払は要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前

のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年2月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年4月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限り。ます。
3. この改正規約適用の日から2009年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限り。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きます。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。ます。
4. この改正規約適用の日から2009年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話契約のみの申込みに限り。))に申し、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。ます。
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年4月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年3月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年5月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みの場合を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話契約のみの申込みに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限

ります。)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年6月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限り。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限り。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
5. このサービス規約摘要の日から2010年3月31日までの間において、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢのものに限り。))、インターネット接続サービス契約約款に規定するADSL接続サービス(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限り。))のもの

のを除きます。)をご契約中で、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(2)オプションサービスに規定するセキュリティソフト設定(セット)に係わるものに限ります。)の工事を完了した場合は、そのセキュリティソフト設定(セット)を5,000円(税込5,250円)とします。

6. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
7. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年6月18日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年10月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年1月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年7月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2010年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限ります。)を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年7月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用の日から2009年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみの申込みに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年4月30日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るもの

に限ります。)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年1月6日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年2月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年3月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年9月30日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2010年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年9月30日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年4月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年5月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年11月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限り。ます。
3. この改正規約適用の日から2010年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限り。を)を除き。に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年11月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。ます。
4. この改正規約適用の日から2011年7月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限り。))のものに限り。に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限り。))について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。ます。
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおり。とします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおり。とします

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年5月10日から適用します。

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年6月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2011年2月28日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年6月2日から適用します。

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2010年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年10月1日から適用します。

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年11月8日から適用します。

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定する

FTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II とカテゴリー III のものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 5 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 5 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定する FTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II とカテゴリー III のものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2011 年 6 月 1 日から適用します。
2. この改正規約適用の日から 2011 年 7 月 31 日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定する FTTHサービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II とカテゴリー III のものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年8月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年9月1日から適用します。

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2011年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要し

ません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2012年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2012年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2012年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込

みに限ります。

3. この改正規約適用の日から 2012 年 5 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス (FTTH 電話サービスのみの申し込みに限ります。) に申し込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料 (別紙 2. 機器等の取付、設定等 (かけつけ設定サポート) (1) 基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。) について、基本設定 (有線) の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申し込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします

(適用期日)

1. この改正規約は、2012 年 4 月 1 日から適用します。

1. 屋内配線工事

工事種別	工事内容	ご注意事項	単位	工事料		対象サービス※1					
				税別	税込	au one net ADSL	メタルプラス 電話 au one net/メ タルプラス電話コ ー	ADSL one		auひかり	対象プロバイダ
								ADSL (電話つき)	ADSL (電話なし)		
訪問費	屋内配線工事を行う際の出張費用		1訪問	¥3,600	¥3,780	○	○	○	○	○	すべて
配線工事	メタル回線障害対応	着信時リンク切れ、ADSL速度遅延、電話音質不具合時の原因特定と障害要因除去作業	1工事	¥6,500	¥6,825	○	○	○	○	○	すべて
	メタル保守 復旧作業(JP工事)	保安器からモジュラージャックまでの配線復旧作業	1工事	¥3,100	¥3,255	○	○	○	○	○	すべて
	メタル保守 復旧作業(屋内配線)	モジュラージャックからお客様機器までの配線復旧作業	1工事	¥6,500	¥6,825	○	○	○	○	○	すべて
	保安器〜HGW延長工事	HGWから保安器までのメタル線敷設	1工事	¥8,500	¥8,925	○	○	○	○	○	すべて
	第一モジュラー〜HGW延長工事	お客さま宅内の第1プレートからからHGWまでのメタル線敷設	1工事	¥5,000	¥5,250					○	すべて
ケーブル敷設基本工事	LANケーブル/RJ11ケーブルの敷設		1工事	¥7,800	¥8,190	○	○	○	○	○	すべて
ケーブル敷設延長工事	LANケーブル/RJ11ケーブルの「ケーブル敷設基本工事」を超える場合の延長工事		1m	¥500	¥525	○	○	○	○	○	すべて
屋外用LANケーブル配線工事	HGWからお客さま希望箇所までの屋外用LANケーブルの敷設		1工事	¥1,900	¥12,495					△	すべて
取付工事	光ケーブル交換費	光ケーブルの交換	1工事	¥3,000	¥3,150					▲	すべて
	LANジャック取付工事	RJ45ケーブルのジャック新設工事	1工事	¥1,800	¥1,890	○	○	○	○	○	すべて
その他	MJ追加取付対応	モジュラージャックの取付	1門口	¥1,400	¥1,470			○	○	○	すべて
	簡易壁穴あけ	お客様宅内の簡易な壁の穴あけ	1工事	¥2,300	¥2,415			○	○	○	すべて

注1) 工事に伴いモール・ジャック等の部材が発生した場合は、別途費用を請求させていただきます。
 注2) 回線開通時に屋内配線工事を行う場合は訪問費はかかりません。
 注3) 上記以外の特別な配線工事等を行うことがあります。この場合はお見積りにもご請求となります。
 注4) △の項目については、FTTH(タイプI(カテゴリーIコースⅢ・カテゴリーII)、タイプV)のみにご提供いたします。
 注5) ▲の項目については、光コンセント設置の場合に限りご提供いたします。

2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)

(1)基本工事

工事種別	工事内容	ご注意事項	単位	工事料		対象サービス※1					
				税別	税込	au one net ADSL ・メタルプラス 電話コース	メタルプラス 電話	ADSL one		auひかり	対象プロバイダ
								ADSL (電話つき)	ADSL (電話なし)		
基本設定サービス	基本設定(有線)	インターネット接続設定 ①機器の接続(ONU※3※4・HGW・モデム・パソコン・電話機) ②ONU※3※4・モデム+HGWの接続設定 ③動作確認 パソコンの設定 ①ネットワーク設定 ②ブラウザ接続設定 ③動作確認 メールの設定 ①Outlook Express /Windows Mail の設定 ②動作確認	1工事 (メール設定は1アドレスまで)	¥6,800	¥7,140	○	-	○	○	○	すべて
	基本設定(宅内LAN機器含む)	上記基本設定+ 宅内LAN機器の設定:宅内LAN機器の装着 ②ドライバ設定 ③セキュリティ設定 ④接続確認	1工事	¥9,500	¥9,975	○	-	○	○	○	すべて

(2)オプション工事

工事種別	工事内容	ご注意事項	単位	工事料		対象サービス※1					
				税別	税込	au one net ADSL ・メタルプラス 電話コース	メタルプラス 電話	ADSL one		auひかり	対象プロバイダ
								ADSL (電話つき)	ADSL (電話なし)		
訪問費	オプション工事のみの場合の出張費用		1訪問	¥3,600	¥3,780	○	-	○	○	○	すべて
追加設定サービス	追加接続設定(有線)	2台目以降のパソコンの設定設定	追加1台	¥2,800	¥2,940	○	-	○	○	○	すべて
	追加接続設定(宅内LAN機器含む)	内容は基本設定サービスの内容と同じ。	追加1台	¥4,000	¥4,200	○	-	○	○	○	すべて
	追加接続設定(Wi-Fi子機)	2台目以降のWi-Fi子機のネット接続設定。	追加1台	¥2,800	¥2,940	○	-	○	○	○	すべて
HGWの設定	HGW(ホームゲートウェイ)の接続設定		1工事	¥2,000	¥2,100		-			○	すべて
TVサービス設定	STBの設定	auひかりTVサービスの接続設定。(STB(セットトップボックス)機能の設定となります)	1工事	¥3,000	¥3,150	-	-	-	-	○	すべて
	HD-STBの設定	auひかりTVサービスの接続設定。(HD-STBのSTB(セットトップボックス)機能の設定となります)	1工事	¥3,500	¥3,675	-	-	-	-	○	すべて
セキュリティ設定	セキュリティ設定(NW監視型)	対象プロバイダが提供するNW監視型のセキュリティサービス(niftyセキュリティ24)の設定	1台	¥1,800	¥1,890		-				○niftyのみ
	セキュリティソフト設定	webフィルタリング、ウイルス対策、スパイウェアすべてのセキュリティソフトの設定	1台	¥4,500	¥4,725	○	-	○	○	○	すべて
	有害サイト制限の設定	有害サイト制限の設定	1台	¥2,300	¥2,415	○	-	○	○	○	au one net・So-netのみ
その他追加メニュー	ウイルスチェック・除去	お客様PCインストール済みのセキュリティソフト利用でのウイルススキャンと、ウイルスが見つかった場合の除去	1台	¥9,200	¥9,660	○	-	○	○	○	すべて
	メールの追加設定	メールアドレスの設定(Outlook Express/windows Mail)	追加 1アドレス	¥600	¥630	○	-	○	○	○	すべて
LANボード・カードの設定・メモリー取付	ID取得	追加ID取得(so-net/Niftyのみ)	1ID	¥1,000	¥1,050		-				So-net/Nifty
	増設(PC・ゲーム機等)の初期設定	①増設箱からの開封 ②PC・ゲーム機等の設置(配線も含む) ③OSの初期設定 ④動作確認	1工事	¥5,900	¥6,090	○	-	○	○	○	すべて
	プリンターの設定・スキャナーの設定	①プリンター・スキャナーの設置 ②ドライバ設定 ③接続確認	1工事	¥4,300	¥4,515	○	-	○	○	○	すべて
	多機能プリンター設定	①プリンター・スキャナーの多機能プリンターの設定 ②ドライバの設定 ③接続確認	1工事	¥4,600	¥4,830	○	-	○	○	○	すべて
	LANボード・カードの設定・メモリー取付	LANボード・カードの設定:①LANボード/ダイヤルアップモデム用ボード/LANカードの装着 ②ドライバ設定 ③接続確認	1工事	¥2,800	¥2,940	○	-	○	○	○	すべて
	メモリー取付	メモリー取付:①メモリーの装着②接続確認	1工事				-				すべて
	内蔵ドライブの取付	①内蔵ドライブの装着 ②ドライバ設定 ③接続確認	1工事	¥8,800	¥9,240	○	-	○	○	○	すべて
	外付ドライブの取付	①外付ドライブの装着 ②ドライバ設定 ③接続確認	1工事	¥3,000	¥3,150	○	-	○	○	○	すべて
	ソフトウェアインストール	購入済みのソフトウェアのインストール	1ソフト	¥4,600	¥4,830	○	-	○	○	○	すべて
	Windowsアップデート	サービスパックのバージョンアップやセキュリティホールのアップデート	1台	¥9,200	¥9,660	○	-	○	○	○	すべて
PC基本操作説明	基本設定で設定した、PCの電源のオン・オフ、メール送受信、web検索の操作方法	1工事	¥4,600	¥4,830	○	-	○	○	○	すべて	
Windows7アップデート	Window7へのOSのアップデート	1工事	¥10,800	¥11,340	○	-	○	○	○	すべて	
OSリカバリ	①PC1台の初期出荷状態へのリカバリ ②パソコンの初期設定	1工事	¥10,800	¥11,340	○	-	○	○	○	すべて	
データ移行	①データバックアップ ②バックアップデータのパソコンへの移行	1工事	¥10,800	¥11,340	○	-	○	○	○	すべて	
トラブル診断	インターネット接続の不具合状況を確認、原因究明(修理等は含まず、訪問費は含む)	1訪問	¥8,000	¥8,400	○	-	○	○	○	すべて	

注1) 女性かけつけのエリアについては、ホームページに記載のエリアとなります。
 注2) 対象OSはwindows xp(sp3),vista,7以降およびMAC os8.5以降に販されたものとなります。パソコンは完成品として販売され、メーカーが現在もサポートしているものとし、
 注3) 基本設定と同時にオプションサービスをお申込の場合、訪問費はかかりません。

※1 お申込いただいているサービスによって、かけつけ設定サポート・屋内配線工事の実施可能なメニューが異なります。○がついているサービスが対象となります。
 △は一部お申込タイプにおいて、ご提供できない場合がございます。

※2 当社が別途指定する機器は、当社ホームページに記載の機器となります。
 ※3 FTTHサービス契約款に定めるFTTHサービス(タイプIカテゴリーIコースⅢ・タイプIIカテゴリーII・タイプIIIカテゴリーIII・タイプIVカテゴリーIV・タイプVカテゴリーV)をお申し込みのお客様の場合、ONUの設置工事、かけつけ設定サポートのお申し込み無して、FTTHサービス契約款に定めるFTTH接続回線の新設に係る工事と同時に無償で実施する場合があります。
 ※4 FTTHサービス契約款に定めるFTTHサービス(タイプIカテゴリーIコースⅢ・タイプII・タイプIII・タイプIV・タイプV)についてはVDSL装置を利用するもの(ONU)に限りまして、FTTHサービス契約款に定めるFTTH電話サービスをお申し込みのお客様(FTTHサービス契約款に定める番号ポータルサービスの申し込みにより他の電気通信事業者の提供するIP電話サービス(当社が定めるものに限ります)からの一般番号ポータルサービスを行うお客様に限り)の場合、ONUの設置工事、かけつけ設定サポートのお申し込み無して、FTTHサービス契約款に定めるFTTH接続回線の新設に係る工事と同時に無償で実施する場合があります。